

事業概要

平成 27 年 度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1	沿革	2
2	根拠法令・関係法令	3
	(1) 根拠法令	
	(2) 関係法令	
	(3) 基準・要綱等	
3	組織構成及び人員	4
	(1) 組織構成	
	(2) 職員の配置状況	
4	管轄区域	5
5	施設の概要	5
6	建物配置図及び平面図	6
7	事業予算及び手数料	7
	(1) 事業予算	
	(2) 手数料	

第2章 事業

1	動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	10
	(1) 動物愛護の普及	10
	①動物愛護教室	
	②動物愛護センターのお仕事やってみよう！	
	③サマースクール～いのちを学ぼう&バックヤードツアー	
	④ふれあい広場	
	⑤いのちの教育プログラム	
	⑥動物愛護フェアかわさき2015	
	⑦動物慰霊祭	
	⑧施設見学等	
	(2) 動物の適正飼養推進	16
	①犬猫等の適正飼養講習会	
	②動物に関する苦情	
	③動物に関する相談・問い合わせ	
	④返還時の飼い主指導	
2	動物の収容・保護・管理事業	20
	(1) 市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況	

(2) 犬の捕獲・収容・返還	
(3) 犬猫等の引き取り	
(4) 負傷動物の保護	
(5) 収容動物の飼養管理	
(6) 犬猫等の殺処分	
(7) 犬猫等の譲渡	
(8) 登録と狂犬病予防注射	
(9) マイクロチップの推進	
(10) 繁殖制限	
(11) コーディネート事業	
3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業	28
(1) 動物取扱業	
(2) 特定動物	
4 鳥獣保護法関係事業	30
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 鳥獣飼養登録事務	
(3) 移入動物捕獲支援	
(4) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	31
(1) 収容動物の検査	
(2) ふれあい動物の検査	
(3) 高病原性鳥インフルエンザ	
わんわんレポート	33
動物愛護センター案内図	39

第1章 総説

1 沿革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2年10月	動物ふれあい広場完成
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称

- 平成12年 4月 「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
- 平成13年 4月 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
- 平成14年 5月 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
- 平成14年10月 「身体障害者補助犬法」施行
- 平成17年 6月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
- 平成17年 8月 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
- 平成18年 6月 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
- 平成20年 4月 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。
- 平成25年 9月 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
- 平成26年 5月 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

- 狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)
- 狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)
- 狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)
- 川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)
- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)
- 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)
- 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)
- 川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)
- 川崎市動物愛護センター条例施行規則
(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2)関係法令

遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)

獣医師法(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)

家畜伝染病予防法(昭和 26 年 5 月 31 日 法律 166 号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日 法律第 83 号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号)

(3)基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目 等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱

移入有害動物捕獲支援要綱

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

川崎市動物の譲渡実施要綱

動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況

	総数	所長	事務	獣医師	動物保護 作業員	飼養管理 員	運転手	非常勤嘱 託員
総数	20	1	2	5	2	1	3	6
所長	1	1						
業務係	12			3	2	1		6
庶務係	5		2				3	
企画係	2			2				

4 管轄区域



5 施設の概要

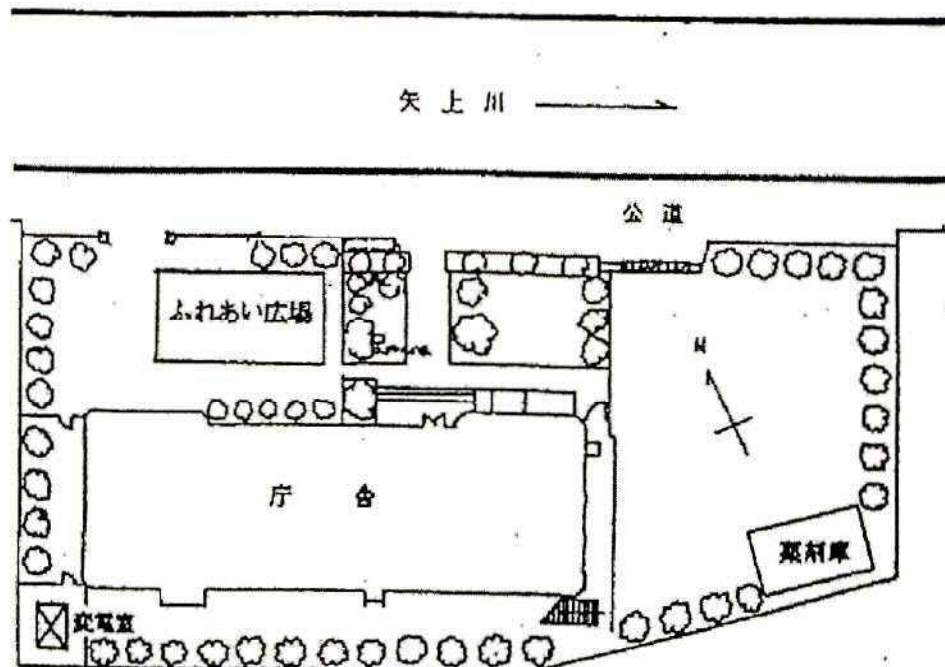
- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
- (2)敷地面積 1,282.64 m^2
- (3)建築構造 鉄筋コンクリート2階建
- (4)建築面積 316.88 m^2
- (5)建築延べ面積 609.33 m^2
- (6)施設内容



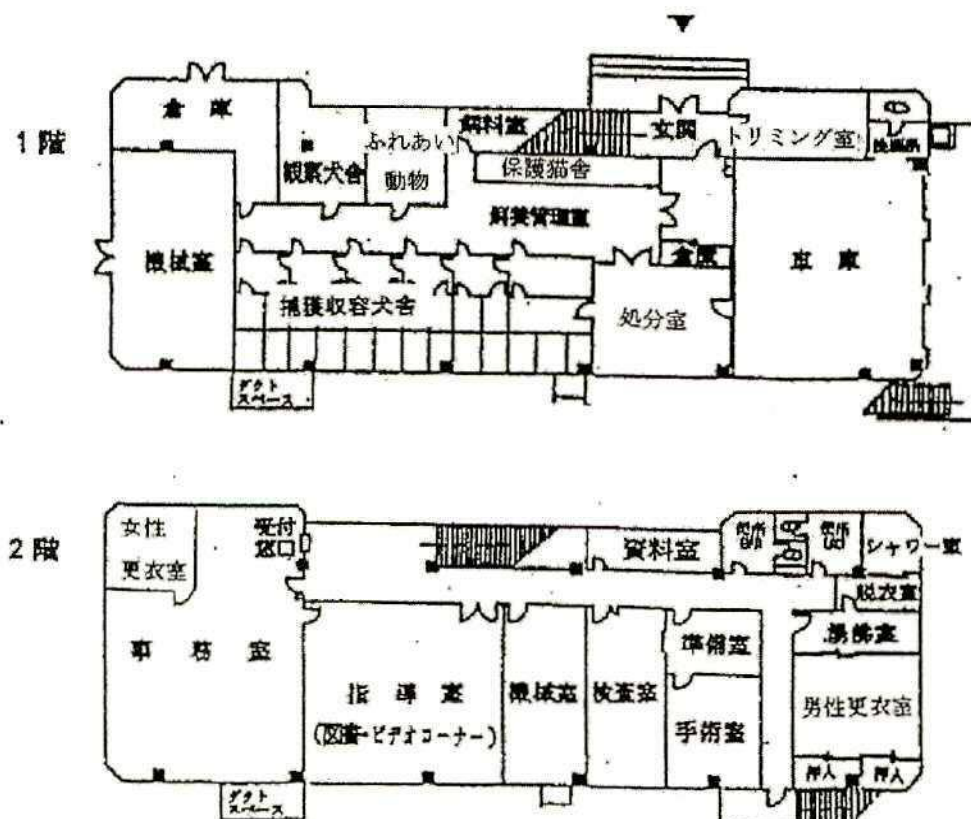
ア 管理関係施設	380.77 m^2
手術室	22.94 m^2
検査室	18.60 m^2
事務室(女子更衣室含む。)	75.50 m^2
男子更衣室	18.60 m^2
機械室等	245.13 m^2
イ 収容関係施設	158.87 m^2
処置室(処分室)	20.00 m^2
犬収容	130.55 m^2
猫収容	2.70 m^2
その他の動物	5.62 m^2
ウ その他	69.69 m^2
指導室	45.26 m^2
薬剤庫	24.43 m^2

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

27年度予算

科目	使用料及び手数料(事業運営)	使用料及び手数料(飼養登録)	諸収入	
歳入	2,647,000	17,000	2,134,000	
		県支出金	寄付金	合計
		171,000	4,000,000	8,969,000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	15,713,000	344,000	16,057,000

26年度決算

科目	使用料及び手数料(事業運営)	使用料及び手数料(飼養登録)	諸収入	県支出金	寄付金	合計
歳入	8,578,686	3,400	425,400	112,000	694,242	10,830,790

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	9,810,328	355,100	10,165,428

(2)手数料

①動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8,000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15,000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料(引取り手数料 平成25年9月1日改正)

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	一人につき	1,000円

④鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3,400円
-----------	-------	--------

⑤その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円
有害鳥獣処分費用	1頭につき	1,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① 動物愛護教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物愛護教室を実施しています。

動物愛護教室では小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの読み取り方等について説明します。生徒は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

また、一部の小学校に対しては、かわさき犬・猫愛護ボランティアによる動物介在活動を実施しています。実際に犬とゲームしふれあうことでさらに命について勉強してもらいます。

なお、平成26年からは、動物の福祉を考慮して、動物を伴わない愛護教室を実施しています。このため、平成26年度に実施した教室は前年度より大幅に減少しました。今後は学校側と細やかな打ち合わせを行い、充実した動物愛護教室を実施していく予定です。

平成27年度は、6施設(小学校6施設)で実施し、延626名の参加でした。

動物愛護教室(平成16年度から平成27年度まで)

年 度	16			17			18			19		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	804	11	11	853	10	10	727	9	9	710
小学校	28	79	2,517	24	79	2,612	28	89	2,907	28	96	2,960
老人福祉施設	1	2	76	2	5	177	1	2	45	1	2	34
自主育児グループ	5	5	218	8	8	297	9	9	369	9	10	343
総 数	45	97	3,797	45	103	3,939	48	110	4,048	47	117	4,047

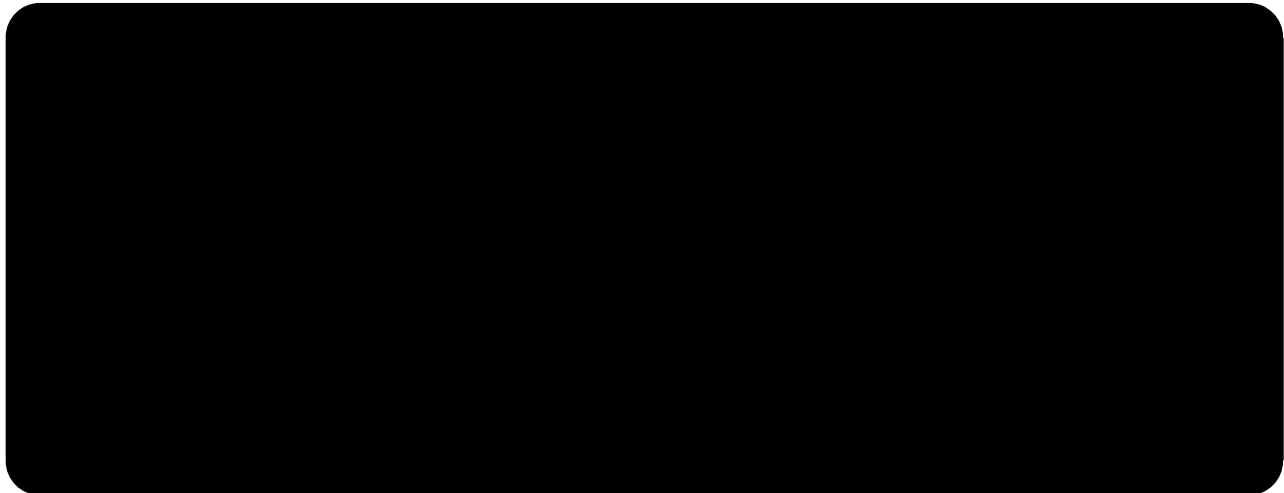
年 度	20			21			22			23		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	965	9	9	521	11	12	838	6	6	309
小学校	28	100	3,088	27	86	2,702	27	84	2,517	28	86	2,584
老人福祉施設	2	3	40	2	2	72	1	1	38	2	3	65
自主育児グループ	10	10	373	13	13	501	11	11	219	7	7	256
総 数	51	124	4,466	51	110	3,796	50	108	3,607	43	102	3,214

年 度	24			25			26			27		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	3	3	228	4	4	143	0	0	0	0	0	0
小学校	30	86	2,594	24	84	2,548	9	30	913	6	22	626
老人福祉施設	2	2	58	1	1	15	0	0	0	0	0	0
自主育児グループ	9	9	280	2	2	54	0	0	0	0	0	0
総 数	44	100	3,160	31	91	2,760	9	30	913	6	22	626

②動物愛護センターのお仕事やってみよう！

夏休み期間中に、センターの職員の仕事や獣医師の仕事について勉強します。主に動物の部屋のお掃除や動物とふれあうことを通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最後まで飼う責任について考えます。

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強をし、その飼養管理を実施します。また、センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物とふれあえて、とても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」「最後まできちんと飼えるか考えないといけない。」「飼い主さんのところへみんな帰れるといいね。」という感想を聞くことができます。平成27年度は 4回実施し、計31名が参加しました。



平成27年度実施状況

	回数	参加数
動物愛護センターのお仕事やってみよう！	4	31

③サマースクール～いのちを学ぼう&バックヤードツアー

小学2～4年生を対象に、張り子の教材を使った教室を通して、動物の住処を学び、人と動物のつながりや、動物の気持ちを考えることで、人間と動物が同じように生きているということや動物を大切に想う気持ちを学びます。また、動物愛護センターの建物を案内し、説明を行うことで、動物愛護センターの仕事について知ってもらい、動物を大切にする気持ちを感じてもらいます。

平成27年度は1回実施し、計18名が参加しました。

平成27年度実施状況

	回数	参加数
サマースクール ～いのちを学ぼう&バックヤードツアー～	1	18

④ふれあい広場

所内に設置されたふれあい広場は常に開放しており、市民が自由に来所して動物を見ることができるようになっています。センター周辺には養護施設や保育園等があるため、散歩の途中でセンターに立ち寄る方も多く、センターを見学することで、命の大切さについて感じてもらいます。

平成27年度実施状況

	回数	参加数
ふれあい広場	36	96

⑤いのちの教育プログラム

子供たちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県桜田保健所うだ・アニマルパークの協力のもと平成25年度から新たに「いのちの教育プログラム」を実施しています。人間だけでなく全ての生き物のいのちの大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。愛護教室は身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ新たな「いのちの教室」です。あらゆる「いのち」に共感し「いのち」を大切にすることを育むことで、他者への共感やいじめを許さない心、ルールを守る模範意識などが育成されます。

「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラム1から3までの全3単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時数
プログラムⅠ	私たちと動物との関わり	①私たちの周りの動物を知る ②命のつながりを考える	1
プログラムⅡ	動物たちと私たちのいのちは同じ	①生きている証拠を確かめる ②動物の気持ちを考える	1
プログラムⅢ	動物のために私たちができること	①動物へ果たす責任 ②私たちがとるべき行動	1

平成27年度は、小学校4校19クラスを対象にプログラムⅠ～Ⅲを各1回ずつ実施し、計524名が参加しました。

平成27年度実施状況

	回数	参加数	内容
プログラムⅠ～Ⅲ	各1クラス ずつ	7クラス 207人 ×3回	Ⅰ 気づき みんなつながっている。 Ⅱ 共感 同じ大切ないのち Ⅲ 責任 いのちのためにできること

⑥動物愛護フェアかわさき2015

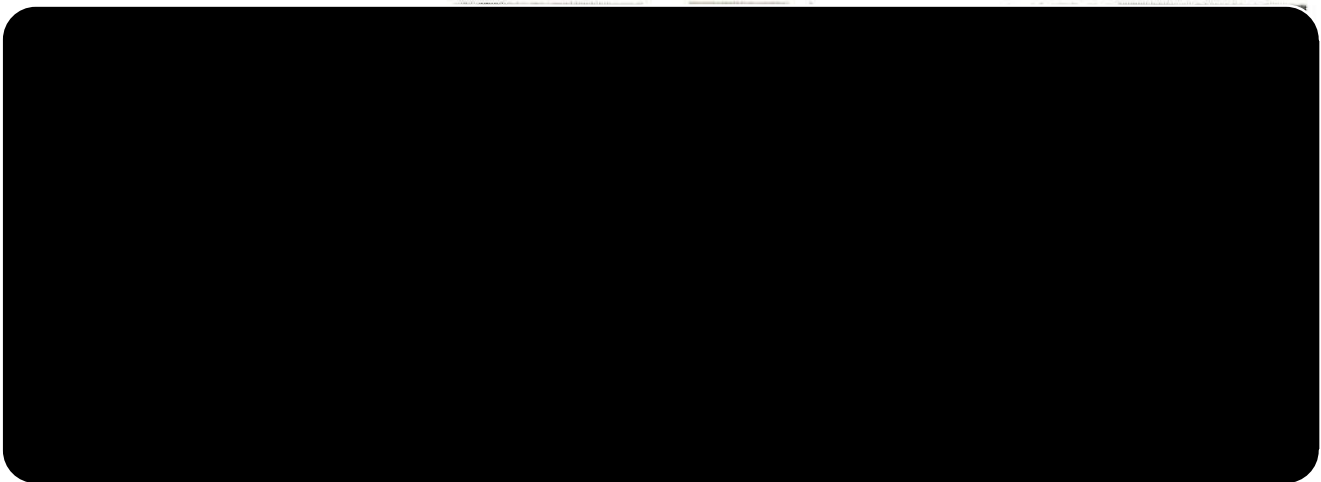
毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。また、この期間中に全国的に動物愛護事業が行われています。当市では9月20日(日)に宮前区役所において動物愛護フェアかわさき2015が開催されました。

愛護フェアでは、出張の譲渡会やセンター譲渡動物の写真展、動物愛護及び適正飼養の普及啓発パネルの展示、マイクロチップ読み取り体験、センター事業に関するパネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。

⑦動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと川崎市健康安全研究所で研究に供された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成27年度は9月24日(木)に実施し、38名が参列しました。



⑧施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、処分室も含めた施設全体の見学を実施しています。

また、報道機関等からも度々取材の依頼があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成27年度実施状況

回数	参加数	対象
211	433	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

(2)動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、近年特に犬の鳴き声や犬猫の糞尿による被害の相談が多くなっています。鳴き声の苦情は近隣とのトラブルが発生しやすく、しつけのし直しなどの問題行動改善対策や環境対策が必要となります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低いことに起因しており、飼い主への継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

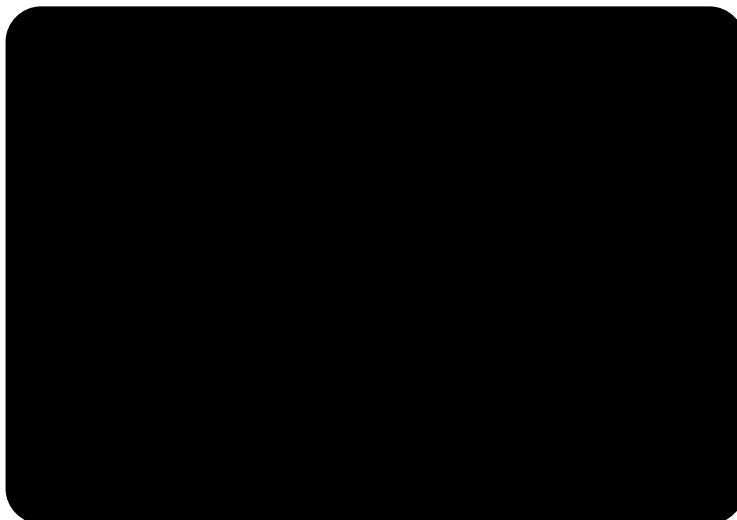
①犬猫等の適正飼養講習会

犬猫等の譲渡を希望する者を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象にマナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成27年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	13	20	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	95	123	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	45	講習「犬と楽しく暮らすためには」



②動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

市に寄せられる苦情を動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫に関する苦情では、仔猫の保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣の猫の餌やりや外飼い猫による糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しない仔猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して拾得者からの引き取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、困っている市民に対して、猫侵入防止対策について相談を受けるとともに、保健福祉センター衛生課では「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

当センターにおける平成27年度の苦情件数は467件で、犬に関する苦情が128件(捕獲・不明要請71件、所有者引取29件、飼養管理14件、その他14件)、猫に関する苦情が309件(捕獲・不明要請224件、所有者引取30件、飼養管理31件、その他24件)、その他の相談が30件でした。

あれ?!

ここっておしっこ

しても大丈夫?



		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		467	134	56	89	64	51	39	34
犬	捕獲・不明要請	71	15	6	5	15	5	10	15
	所有者引取	29	9	4	4	3	4	4	1
	飼養管理	14	8	2	0	0	1	1	2
	その他	14	4	3	0	2	2	1	1
猫	捕獲・不明要請	224	74	28	53	26	23	16	4
	所有者引取	30	5	4	5	5	4	4	3
	飼養管理	31	6	2	9	6	5	2	1
	その他	24	4	3	8	4	2	0	3
その他	捕獲・不明要請	10	5	1	1	0	3	0	0
	所有者引取	3	1	0	0	1	0	1	0
	飼養管理	1	0	0	1	0	0	0	0
	その他	13	2	1	3	2	2	0	3
その他		3	1	1	0	0	0	0	1

③動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んだり、問題行動に対応できていない等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物を保護したという届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成27年度の相談件数は1332件で、動物の飼養希望398件、動物の飼い方相談310件、逸走動物届出394件、保護動物届出110件、その他120件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1332	126	105	89	95	130	103	127	103	82	79	143	150
飼養希望	398	31	21	27	26	36	23	33	28	23	27	61	62
飼い方相談	310	27	21	18	28	32	23	30	19	30	15	28	39
逸走動物届出	394	40	43	25	27	42	34	40	33	15	23	36	36
保護動物届出	110	12	7	10	5	5	13	15	14	5	6	11	7
その他	120	16	13	9	9	15	10	9	9	9	8	7	6

④返還時の飼い主指導

当センターに收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

当センターに收容される犬猫の飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

平成27年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	脚環	迷子札
犬	1	1	10(登録9)	0	0
猫	0	0	1(登録1)	0	0

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬は1頭いました。鑑札や注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬は0頭いました。



犬鑑札



予防注射済票



迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1)市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
登録頭数	44,852	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350	61,504	62,012	62,617	62,944
	4,894	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362	3,958	3,644	3,619	3,828
予防注射頭数	37,107	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406	45,380	45,887	44,319	44,956

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	62,944	10,480	5,841	8,011	9,416	10,487	8,742	9,967
	3,828	762	363	492	548	648	442	573
予防注射頭数	44,956	7,191	4,291	5,642	6,327	8,623	5,844	7,041
世帯数	687,837	108,726	73,904	122,488	107,282	95,517	104,960	74,960

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2)犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成27年度の犬の捕獲等は70頭でした。その内訳は、犬の捕獲が19回出動で12頭、拾得者等からの引き取りが54頭、負傷犬の保護が4頭でした。

平成27年度に当センターに収容された犬70頭のうち、46頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
捕獲等頭数	250	186	196	189	126	127	144	116	102	98	70
			116	154	94	101	120	96	79	80	54
返還頭数	140	131	149	132	84	79	94	70	60	68	46
返還率	56.0	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3	60.3	58.8	69.4	65.7

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を飼い主を探すための収容の期限としています。

区		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が 市外
捕獲等頭数		70	13	7	9	12	9	8	12	
返還頭数		46	5	2	4	10	6	3	8	8
返 還 日	収容当日	14	1	2	1	5	0	0	2	3
	2日目	19	1	0	3	4	5	1	4	1
	3日目	6	1	0	0	1	1	2	1	0
	4日目	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	5日目以上	6	1	0	0	0	0	0	1	4

(3)犬猫等の引き取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、原則新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導しています。なお、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分について十分に説明してから引き取っていますが、このやむを得ない理由とは、飼い主の死亡、独居老人の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬猫等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。

特に猫に関しては、拾得された猫が自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断した猫については引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔猫で、「産み捨てられた仔猫」「捨てられていた仔猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については屋内飼養するように指導していますが、なかなか普及啓発が進んでいないのが現状です。

平成27年度の引き取り動物は405頭で、犬78頭(飼い主から24頭、拾得者等から54頭)、猫334頭(飼い主から31頭、拾得者等から303頭)、うさぎ・鶏等のその他の動物は37頭(警察から37頭)でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づき、拾得者等から犬猫を引き取る場合には、「所有者の判明しない犬猫の引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬猫等の引き取り状況年度別推移

猫の引取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔猫について負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数	767	1,296 848	1,351 879	1,180 793	949 683	927 693	845 561	629 450	419 326	405 291	449 357
犬	149	109	187 116	227 154	143 94	157 101	177 120	127 96	98 79	123 80	78 54
猫	567	1,142 848	1,101 738	852 639	746 589	704 562	605 441	444 354	274 247	230 211	334 303
その他	51	45	63	101	60	66	63	58	47	52	37

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成27度の負傷動物の保護は、犬4頭、猫 139 頭、その他の動物 4 頭(ペット動物のみ)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数	979	530	339	347	330	279	159	167	188	221	147
犬	0	0	0	20	16	9	5	2	2	6	4
猫	873	376	244	189	203	172	149	158	181	209	139
その他	106	154	95	138	111	98	5	7	5	6	4

※ 負傷猫の収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成27年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉 センター	愛護センター	
					窓口	個別
総数			608	193	120	295
所有者か らの引取 り	計		55	37	10	8
	犬	計	24	10	7	7
		91日以上	24	10	7	7
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	30	27	3	1
		91日以上	24	22	2	1
		91日未満	6	5	1	0
	その他の動物		0	0	0	0
拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計		394	116	81	197
	犬	計	54	1	5	48
		91日以上	54	1	5	48
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	303	115	72	116
		91日以上	1	0	0	3
		91日未満	302	115	72	116
	その他の動物		37	0	4	33
犬の捕獲	計		12	4		8
	91日以上		12	4		8
	91日未満		0	0		0
負傷動物	計		147	36	29	82
	犬	計	4	0	1	3
		91日以上	4	0	1	3
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	139	35	27	77
		91日以上	74	15	18	41
		91日未満	65	20	9	36
	その他の動物		4	1	1	2

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。なお飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には当センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施することになります。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。

(6) 犬猫等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成27年度の殺処分(死亡数を含む。)は149頭で、犬4頭、猫130頭、その他の動物15頭でした。そのうち、交通事故等で収容時に死亡していたもの及び収容中に死亡したのは130頭で、犬5頭、猫121頭、その他の動物5頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数	1,671	1,704	1,474	1,234	989	694	451	361	160	175	149
							92	73	102	138	130
犬	186	89	86	87	58	30	19	14	2	0	4
							2	1	2	0	4
猫	1,366	1,472	1,301	993	816	586	396	323	150	151	130
							88	70	96	137	121
その他	119	143	87	154	115	78	36	24	8	24	15
							2	2	4	1	5

※ 下段は死亡数(再掲)

(7) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境が確認しています。動物を譲渡する場合には、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等（個人活動者を含む。）を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔猫や老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成27年度は33団体（個人活動者含む。）が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総数	146	137	139	133	202	416	469	391	397	397	378
犬	69	78	66	71	41	69	80	71	54	81	49
猫	50	37	49	49	123	299	357	273	298	283	305
その他	27	22	24	13	38	48	32	47	45	33	24

平成27年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	278	38	6	4	6	6	7	1	2	6	340
犬	49	3	1	0	0	1	1	0	0	0	46
猫	305	31	3	4	6	5	6	1	2	4	274
その他	24	4	2	0	0	0	0	0	0	2	20

収容時写真



トリミング後



休日譲渡会の開催

センターの収容動物の譲渡を推進するために、平日の譲渡だけでなく、土日などの休日にセンターを開館し、譲渡会を不定期に開催しました。

普段、センターに来ることができない市民に来ていただくことで、動物たちの置かれている現状や飼い主の責任について、広く普及啓発することができました。

また、愛護団体等と合同で実施することにより、それぞれの抱えている動物の譲渡の機会を作ることで、さらにセンター収容動物の譲渡を進めることができました。

平成27年度は計12回実施しました。今後も継続して実施していきます。

(8) 登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成27年度は登録4頭、予防注射11頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	4	1	0	0	1	1	0	1
	譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0
予防注射実施頭数	返還	10	1	0	1	2	2	1	3
	譲渡	1	0	0	0	1	0	0	0

(9) マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。また、一般譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。

平成27年度は、犬2件、猫35件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10) 繁殖制限

当センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった仔猫です。また、収容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成27年度は、犬2頭(雄1頭、雌1頭)、猫29頭(雄18頭、雌11頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11) コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成27年度は、新たに21件の登録があり、1件の譲渡が成立しました。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあわせ・譲受飼養のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成27年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
第1種取扱業登録数	496	72	47	75	51	101	79	71
第2種取扱業届出数	13	2	3	3	1	0	2	2

なお、平成25年の法改正により、一定数以上の動物を飼養する施設を有し、非営利で譲渡し、保管、貸出、訓練、展示の業を行う場合には第二種動物取扱業の届け出が必要になりました。主に飼養施設を有した動物愛護団体や盲導犬・聴導犬等の団体となります。平成27年度末時点で、川崎市内では13施設の届出があります。

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、ライオンやワニなどの猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないように、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成27年度飼養許可状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)	12	7	1	0	1	1	1	1
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	0
	ヘビ	1	1	0	0	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

特に4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、各区役所保健福祉センターから依頼があった場合には、状況に応じて現地の確認も行っています。その際、巣立ち雛が地上に落ちて親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、原因である巣立ち雛を捕獲して駆除することもあります。

平成27年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は174件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は1件、これに伴う許可証及び従事者証については734枚交付しました。

平成27年度有害鳥獣駆除件数(愛護センター実施分)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
カラス	21	8	6	1	2	2	1	1
殺処分数	20	8	5	1	2	2	1	1

(2) 鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成27年度はすでに登録して、メジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票を1件交付しました。

(3) 移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物(ハクビシン、タイワンリス等)の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に被害を防除する方法がない場合で、自身で捕獲を実施する市民に対して、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣の捕獲許可を申請してもらいます。

また、有害移入動物が捕獲された場合、殺処分を有料で実施しています。



平成27年度貸出・捕獲状況（ハクビシンのみ）

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱貸出依頼件数	70	7	2	5	17	14	19	6
捕獲箱貸出数	70	7	2	5	17	14	19	6
ハクビシン捕獲数	29	2	1	1	9	8	7	1

（4）アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センター職員が直接現地を確認して設置します。なお、当センター職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

平成27年度アライグマ対応件数

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱設置件数	4	0	0	0	0	0	2	2
捕獲箱設置数	4	0	0	0	0	0	2	2
アライグマ捕獲数	3	0	0	0	0	0	2	1

5 動物由来感染症対策

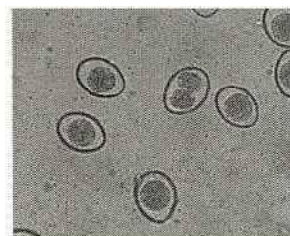
（1）収容動物等の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

平成27年度は犬猫等の収容動物を対象に検便（虫卵）を計2979件実施しました。2ヶ月齢前後の仔猫を中心に回虫やコクシジウム等が検出されました。

このような寄生虫が検出された場合には、対象動物を駆虫するとともに、感染が広がらないよう徹底的に消毒しています。

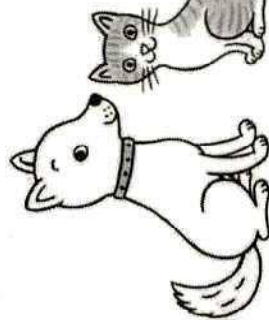


猫のコクシジウム

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、各区衛生課と協力し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。

平成27年度は、野鳥の死体の収容はなく、簡易検査の実施はありませんでした。



わんわんしポート

平成27年4・5月号 No.361



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (C) 2010 Mari Torisage

新年度の御挨拶

新年度を迎え御挨拶を申し上げます。その間多くのボランティア、動物愛護団体や関係機関の御協力を得て、年々殺処分数が減少してきている状況で、昨年度も犬の殺処分ゼロを達成することができました。あらためて皆様に感謝を申し上げます。

また昨年度は、「川崎市動物愛護センター整備基本計画」が策定され、新しい動物愛護センターの役割として、「命」をキーワードに「いのちを学ぶ場」、「いのちを守る場」として位置づけられました。今年度は、基本設計となりますが、皆様の御指導御鞭撻をいただきながら、「公称施設から公共施設」、「収容施設から交流施設」となるべく業務に努めて参ります。

川崎市動物愛護センター所長 角 洋之

～平成27年4月1日付け動物愛護センター職員の変動がありました～

☆お世話になりました

担当係長(獣医師) 吉良 智子
担当(獣医師) 小川 智子
担当(業務職) 中里 隆典
非常勤職員 難波 美紀
☆よろしくお願ひします
担当係長(獣医師) 岡本 容子
担当(獣医師) 南 直貴
担当(業務職) 宮田 義己
非常勤職員 加藤 邑梨

多摩区役所保健福祉センター衛生課へ
健康福祉局健康安全部生活衛生課へ
経済労働局農業技術支援センターへ
退職
健康福祉局健康安全部生活衛生課から
新任
教育委員会事務局 川崎市立西宮小学校から
新任

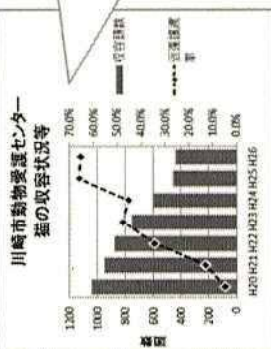
★生活衛生課及び各区役所保健福祉センター衛生課の動物行政担当者の一部異動がありましたので、改めて紹介します。

健康福祉局健康安全部生活衛生課	係長	大原 千恵
川崎区役所保健福祉センター衛生課	担当	平 浩志
幸区役所保健福祉センター衛生課	係長	江口 麻樹
中原区役所保健福祉センター衛生課	係長	吉田 裕一
高津区役所保健福祉センター衛生課	係長	黒澤 仁美
宮前区役所保健福祉センター衛生課	係長	片岡 雅美
多摩区役所保健福祉センター衛生課	係長	浅井 威一郎
麻生区役所保健福祉センター衛生課	係長	吉良 智子
	担当	佐野 孝祐
	担当	掛川 由紀
	担当	西村 大樹
	担当	高橋 真弓
	担当	嶋田 希実
	担当	内藤 聡子
	担当	古米 大地
	担当	谷口 晃子
	担当	仲林 陽子
	担当	掛川 由紀

平成27年度子猫の哺乳ボランティア育成講習会の開催について

本年度も、動物愛護センターに保護された離乳前の子猫を、離乳までご自宅で育てていただく「子猫の哺乳ボランティア」を募集いたします。

日時：平成27年5月28日(木)10時から12時まで(予定)
場所：川崎市動物愛護センター指導室(高津区蟹ヶ谷119)
対象者：かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録していただいている方



平成24年度から、ボランティアの皆様へ御協力いただき、「子猫の哺乳ボランティア」を実施しております。離乳前の子猫を離乳まで育て、譲渡を行うことが可能となり、猫の譲渡率の上昇につながりました。いつも御支援・御協力をいただき、ありがとうございます。「猫にミルクをあげたことない」「できるのか不安だ」という方も、動物愛護センターでの事前レクチャーはもちろんです。事後の御相談や個別の事例にも対応いたしますので、ぜひ、「子猫の哺乳ボランティア育成講習会」への参加を検討くださいますようお願いいたします。

「備えていますか? ペットの災害対策～飼い主の備えと避難所ペット管理ガイド～」の策定について

東日本大震災等の教訓を踏まえ、平成25年6月に環境省が「災害時におけるペットの救護ガイドライン」を策定し、災害時のペットに係る救護体制のあり方を示しました。

環境省のガイドラインを参考として、川崎市においても、災害時の円滑な避難所運営のために、ペットの災害対策についてまとめた「備えていきますか? ペットの災害対策～飼い主の備えと避難所ペット管理ガイド～」を平成27年3月に策定しました。

各避難所において運営マニュアル等を作成する際の参考資料として御活用いただける内容となっています。



配布場所：各区役所保健福祉センター衛生課窓口、川崎市動物愛護センター窓口
市HP：<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000066180.html>

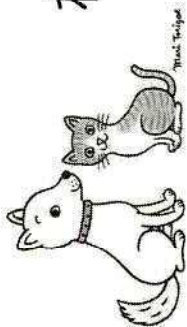
猫の不妊去勢手術補助の申し込みが始まりました

猫の適正飼養を推進するため、川崎市では猫の不妊去勢手術の一部補助を実施しています。川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第1項第4号により、飼い主の遵守事項として、動物の不妊去勢手術等の措置を講ずること、第3項により、猫の屋内飼養を努力義務としています。動物愛護センターに保護・収容される猫の大半が、離乳前の子猫という状況があります。

川崎市では猫の不妊去勢手術を指定獣医師により実施し、お住まいの区役所衛生課窓口へ申請いただいた場合、オス1頭につき2,000円、メス1頭につき3,000円の補助を行っています。1世帯あたり補助の上限は3頭となっています。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

平成27年度猫の不妊去勢手術補助のご案内【生活衛生課】

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017780.html>



わんわんしポート

平成27年6・7月号 No.362



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright © 2010 Mari Torisoe.

譲渡会をおこないます

川崎市動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、本年度も譲渡会を開催します。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけでなく、市に登録している動物保護団体の参加も予定しています。参加団体については、動物愛護センターのホームページをご確認ください。お誘いあわせの上、ぜひお越しください!!

川崎市 HP 譲渡動物情報 <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000052551.html>

日 時	毎月第3日曜 14時から16時
平成27年	7月19日(日)、8月16日(日)、※9月20日(日)
	10月18日(日)、11月15日(日)、12月20日(日)
平成28年	1月17日(日)、2月21日(日)、3月20日(日)
場 所	川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)
	※9月20日(日)は高津区役所で開催される動物愛護フェアかわさき2015会場で実施予定です。

※ 今後、譲渡会ボランティアをかわさき犬・猫愛護ボランティアの方々から募集したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

参加予定の動物たち



僕らの他にも仲間がいるワン!

川崎市ふるさと応援寄附金の選択メニューに「動物愛護センターの動物への支援」が加わりました!

これまで、「川崎市動物愛護関連事業寄附制度」として、皆様から多大な御支援と御協力をいただいておりますが、本年度から「川崎市ふるさと応援寄附金(通称 ふるさと納税)」のメニューの一部になりました。従前の制度においても、御寄附いただいた金額の一部について税の優遇措置を受けることができましたが、ふるさと納税に係る税控除を簡素な手続きで行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設により、より簡便に税控除の適用を受けることができるようになりました。

詳細は動物愛護センターにお問い合わせていただくか、川崎市のホームページにて御確認ください。

川崎市 HP 川崎市動物愛護関連事業への寄附について <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000056807.html>



小学生サマースクールの御案内

動物愛護センターのお仕事やってみよう!

モルモットなどの飼育や動物愛護センターの獣医さん体験などを通して、動物の世話の大変さや、動物を大切に感じる気持ちを感じてもらいます。

★対象者：市内在住の小学4・5・6年生

★開催日時

- 第1回 平成27年7月29日(水) 13時30分～16時00分
- 第2回 平成27年7月30日(木) 13時30分～16時00分
- 第3回 平成27年8月4日(火) 13時30分～16時00分
- 第4回 平成27年8月5日(水) 13時30分～16時00分

※各回とも同じ内容です。

★開催場所

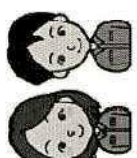
川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

★定員

各回先着8名

★申し込み

各回とも7月24日(金)8時30分から電話(044-766-2237)にて先着順



汚れてもよい服装で長靴をもってきてね!

いのちを学ぶはう&バックヤードツアー!

張子の動物などの教材を使って、動物と私達人間が同じように生きていくことを学び、動物に対する思いやりを深め、「いのちの大切さ」について考えてもらいます。

また、動物愛護センター内の犬舎や手術室、検査室などを職員が案内し、実際の飼養方法や業務について見学します。



★対象者

原則、川崎市内在住の小学2～4年生

★開催日時

平成27年8月18日(火) 13時30分～16時00分

★定員

先着20名

★開催場所、申し込み

「動物愛護センターのお仕事やってみよう!」と同様です。

お知らせ

動物愛護フェアかわさき2015

本年度も『動物愛護フェアかわさき』を開催します。

★開催日時

9月20日(日・祝) 10:30～15:30

★開催場所

川崎市宮前市民館・区役所

※実施内容等の詳細については、次号でお知らせします。

●動物慰霊祭

動物愛護センターにおいて殺処分、死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

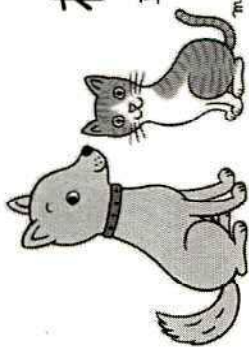
★開催日時

9月24日(木) 14:00～15:00

★開催場所

川崎市動物愛護センター





わんわんしपोर्ट

平成27年8・9月号 No.363

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237

Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

9月20日～26日は「動物愛護週間」です

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

川崎市の動物愛護週間行事

9/20(日) 動物愛護フェアかわさき2015

10:30～15:30

IN 川崎区役所・川崎市高津区宮前平 2-20-5

今年の動物愛護フェアは、5年ぶりに、区役所会場で開催となります。動物愛護センターでは、新たに『犬・猫の譲渡会』を動物愛護フェアの会場で実施します。そのほか、区役所会場ならではの広い空間を活かして、以下のイベントや展示を行いますので、ぜひ御来場ください！

- 譲渡会(犬・猫)
- 終生飼養普及啓発コーナー
- 盲導犬・聴導犬デモンストラーション
- ペットの防災コーナー
- 迷子札作成コーナー
- 練日コーナー(ヨーヨー釣りなど)
- 映画上映(事は牛のお医者さん)
- 野遊出張販売(せしサモス)
- 獣医さん体験(公社)川崎市獣医師会 など



9/24(木) 動物慰霊祭

10:30～15:30

川崎市動物愛護センターにおいて殺処分または死亡した動物及び保護安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を行います。

開催日時：平成27年9月24日(木)午後2時～午後3時

開催場所：川崎市動物愛護センター

定期譲渡会のご報告とご案内

動物愛護センターでは、7月から新たに「定期譲渡会」の開催を行っており、毎月第3日曜日に動物愛護センターを会場として、譲渡会を開催しています。

去る7月19日(日)及び8月16日(日)に譲渡会を開催しました。

猛暑の中、たくさんの方にお越しいただき、大盛況となりました。センター保護動物においては、7月・8月それぞれ1匹の子猫が新しい家庭に迎え入れていただけたことになりました。

次回は9月20日(日)11時～15時、動物愛護フェアの会場で開催します！

新たにペットの飼養を検討している方に、こういった施設から動物を譲り受けるという選択肢があることを知っていただけたら幸いです。

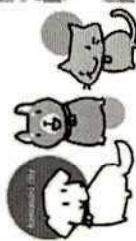
動物愛護フェアに来場された際にはぜひセンター保護動物に会いに来てくださーいね☆

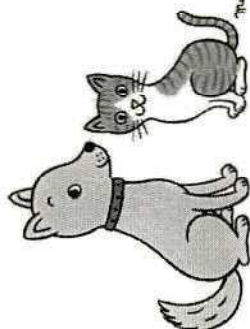


センター夏休みイベントを開催しました

動物愛護センターで、小学生対象の夏休みイベント「動物愛護センターのお仕事やってみよう！」を7月29日、7月30日、8月4日、8月5日に、「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」を8月18日に実施しました。暑い日が続く中、総勢49名の児童が参加し、動物のことについて学び、「すごく楽しかった！」「再来センターで働いてみたい！」「動物の世話は思っていたよりも大変だった」などの率直な感想をいただきました。

動物愛護センターでは、今後も動物を通じた動物愛護教育に力を入れ、積極的に小学生等への普及・啓蒙を行ってまいります。





わんわんしपोर्ट

平成27年10・11月号 No.364



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (C) 2010 Mari Torioka.



犬のしつけ方教室を開催します

愛犬のしつけでお困りのことはありませんか？飼主と犬がお互いに日々楽しく暮らすために、また、他人に迷惑をかけないためにも、愛犬へのしつけは不可欠です。

教室では、デモンストラーション犬と一緒に犬との暮らしでよく遭遇する場面を交えながら、愛犬と共に楽しく実践できるしつけの方法を学びます。困っていることなどがあれば、あらかじめ質問をしておき、当日講師の方にアドバイスしてもらうこともできます。もちろん、当日質問をすることも可能です。犬を飼っている方も、これから飼ってみようと考えている方も、お誘いあわせの上、ぜひご家族全員でご参加ください。

★開催日時・場所

第1回：平成27年11月4日(水) 14:00～16:00

宮前区役所4階 大会議室

講師 岡田 清美 先生 (JABA 認定しつけインストラクター)

第2回：平成27年11月16日(月) 14:00～16:00

中原区役所別館(保健所) 1階講堂

講師 廣田 知子 先生 (かわさき犬・猫愛護ボランティア/家庭犬しつけインストラクター)

※各会場で内容が異なりますので、両日受講することも可能です。

★対象者

犬を飼っている方、又はこれから犬を飼う予定の方

★定員

各回 40 人 (先着順)

★申し込み方法

各回とも平成27年10月26日(月)午前8時30分より、動物愛護センターへお電話(044-766-2237)でお申し込みください。

※当日は愛犬を連れての参加はできません。

お問い合わせ先

川崎市動物愛護センター
電話：044-766-2237

動物愛護フェアかわさき2015が開催されました！

9月20日(日)に宮前市民館・区役所において、動物愛護フェアかわさき2015が開催され、たくさんの方に来場していただきました。動物愛護センターでは、譲渡会やペット写真展、動物愛護パネル展コーナーを設置し、普及啓発を行いました。

譲渡会では5頭の猫が新しい家族に受け入れてもらえることに決まりました！また、この動物愛護フェアを通して、動物物に対する愛護の心や接し方について考えていただけたきっかけになれば嬉しいですね。

開催しています！
年内は11月15日(日)、12月20日(日)です。



動物慰霊祭を執り行いました

動物愛護センターにおいて殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所等において試験・研究のために用いられた動物(猫147頭、その他の動物24匹、マウス347匹)の慰霊を目的とし、9月24日(木)に動物慰霊祭を執り行いました。当日は52名(市職員含む)の皆様の御出席をいただきました。

市内一斉適正飼養キャンペーンのお知らせ

11月は、各区役所保健福祉センターが主体となり、市内一斉適正飼養キャンペーンを行います。期間中は駅や公園での啓発活動やリーフレットの回覧など、様々な啓発活動を行います。

★ ペットは家族！習性を理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。動物の遺棄は犯罪です！

★ 犬は必ず登録し、毎年、狂犬病予防注射をうけましょう。鑑札・済票を必ずつけましょう。



啓発活動として、11月25日(水)に7区の駅等で配布するティッシュに同封するメッセージカード

11月にはとうとうMIRAIの日

人・動物が住みやすいまち
かわさき(未来)へ

動物の遺棄や虐待は犯罪です
動物を飼っている方へ
飼っている動物が周りの迷惑にならないようにしましょう

どんな時は

川崎市動物愛護センターと
宮前区の区役所保健福祉センター衛生課
まで、ご連絡ください

川崎市動物愛護センター 044-766-2237
区役所保健福祉センター 保健課
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
TEL 044-766-2237 FAX 044-766-2237
TEL 044-766-2237 FAX 044-766-2237



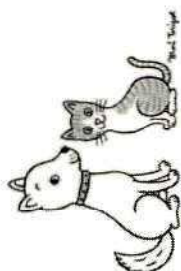
※動物の遺棄や虐待は犯罪です。動物の飼育には責任が伴います。

わんわんしपोर्ट

平成27年12・1月号 No.365



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Torioka.

譲渡会のお知らせ

- 平成28年1月17日(日) 午後2時～4時
- 平成28年2月21日(日) 午後2時～4時
- 平成28年3月20日(日) 午後2時～4時

開催場所: 川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

※4月以降も毎月第3日曜日に開催予定です

飼い主さん大募集中です



動物愛護センターには、上記写真の動物の他にも新しい家族を待っている動物がたくさんいます。随時新しい飼い主さんの募集をしていますので、興味を持ってくださった方は、譲渡動物情報をご覧いただくか、動物愛護センターにお問い合わせください。

インターネットで検索

検索

※譲渡にはいくつかの条件があります。必ず譲渡条件も併せてご覧下さい。

犬のしつけ方教室を開催しました



11月4日(水)にJAHA認定インストラクターの岡田清美先生を、11月16日(月)には、家庭犬しつけインストラクターの廣田知子先生をお招きし、「犬のしつけ方教室〜犬と楽しく暮らすために〜」を開催しました。

犬との付き合い方や犬のしつけ方について、愛犬と共に楽しく実践できる方法を皆さんに御講義いただきました。モデル犬の実演を交えた内容で、皆さんメモなどを取りながら、熱心に聞いておられました。また、参加者の方からはたくさん質問やお悩み相談がありましたが、岡田先生の回答に熱心にうなずかれていたのが印象的でした。



第9期かわさき犬・猫愛護ボランティア始動!

譲渡会ボランティア ミルク猫ボランティア 募集につて

動物愛護センターでは収容動物を可能な限り譲渡するために、定期的な譲渡会の開催やミルク猫の世話を行っています。今までもかわさき犬・猫愛護ボランティアの皆様にご協力をいただき、譲渡事業を推進してまいりました。

現在、川崎市動物愛護センターでは、かわさき犬・猫愛護ボランティアに御登録いただいている方の中から、「譲渡会お手伝いボランティア」及び「ミルク猫ボランティア」を募集しています。

センターでのお手伝いには説明会の受講が必要となります。以下の日程で実施しますので、是非ご検討ください!

「譲渡会お手伝いボランティア」→12月26日
「ミルク猫ボランティア」→平成28年2月17日





わんわんしपोर्ट

平成28年2・3月号 No.366

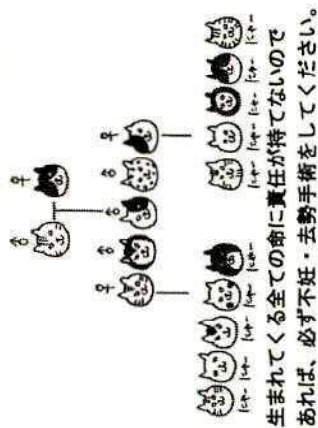


川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

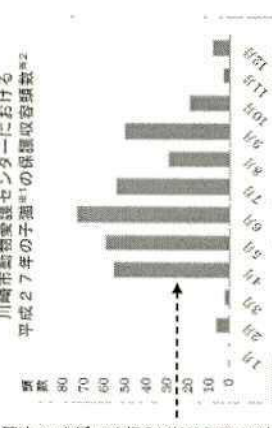
Copyright (C) 2010 Mari Torison

『不妊去勢手術』及び『飼い猫の屋内飼養』 は飼主の努力義務です

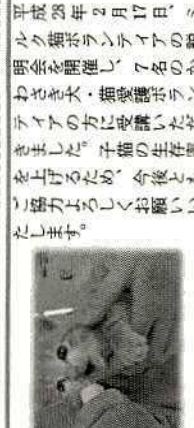
（動物の繁殖及び管理に関する法律第7条第3項・第37条第1項、
川崎市動物の繁殖及び管理に関する条例第5条第3項）



川崎市動物愛護センターにおける
平成27年の子猫の保護収容頭数※2



※1 生後91日未満の子猫 ※2 集計中のため暫定値



不幸な子猫を増やさないために！

猫は日が長くなると繁殖する季節繁殖動物なので、発情は大体2月ごろから始まり8月ごろまで続きます。また、交尾非繁殖動物のため交尾すれば高確率で妊娠します。1回の出産で4〜6頭の子猫を産み、1年に2〜4回の出産が可能です。1年で20頭以上に増える可能性があります。餌をやるだけで不妊去勢手術をしないと、猫は爆発的に増えてしまいます。特に野外で暮らす猫は交通事故や感染症などの命を脅かす危険とついても隣り合わせです。不幸な子猫を増やさないためにも、不妊去勢手術と完全屋内飼養の徹底をお願いします。



不妊去勢手術の主なメリット

- ・望まない妊娠がなくなる
- ・卵巣・子宮・精巣の病気のリスクがなくなる
- ・性別ホルモンに関係する乳腺腫瘍などの病気のリスクが低くなる
- ・発情期特有の困った行動（大きな鳴き声など）が低減する
- ・攻撃性が低下するといわれており、猫エイズなどケンカで感染する病気のリスクが低くなる
- ・性的なストレスが減る

冬の健康注意報！

膀胱炎

ようやく春めいてきましたが、まだまだ寒暖の差が激しいこの時期、みなさま体調管理にはくれぐれもお気をつけください。ささ、動物にも寒い時期に起こりやすい病気があります。今回は膀胱炎について紹介します。【主な原因】①水を飲まない②寒くなって水を飲む量が減り、おしっこ回数が減ると、尿道の細菌を洗い流せなくなります。また、尿が濃くなることにより、尿中のミネラルが結晶化して、尿石症などを引き起こすや、③我慢する④外で排尿する習慣の犬は、飼い主さんが寒さから、つい散歩を怠ると、排尿を長時間がまんすることになり、膀胱炎にかかりやすくなります。その他にもストレスや老化による免疫力の低下などが主な原因となり膀胱炎は起こります。

【主な症状】尿の色が濁る、尿がいつもより臭う、ピンク〜赤色の血尿、頻尿に下イレに行くのに尿の量が少ない、トイレに間に合わない等です。ペットのおしっこは回数、色、状態を普段からよく観察して、早期に発見してあげてください。【予防】いつでも新鮮な水を飲めるようにしてください。積極的に飲んでくれる場合は、飲み水をぬるま湯にしたり、好物の肉汁を少し加えておいをつけたりと工夫してみましょう。

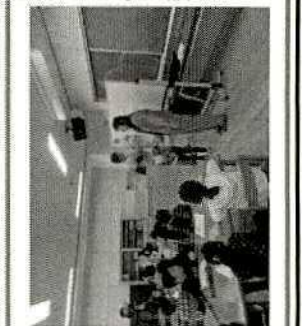
【治療】膀胱炎の治療としては、原因となっている細菌に効果のある抗生剤を投与します。膀胱炎は慢性化したり再発しやすいため、根気よく治療を続けることが大切です。



老犬・老猫は免疫力低下により発症しやすいため注意が必要です

★動物愛護教育通信★

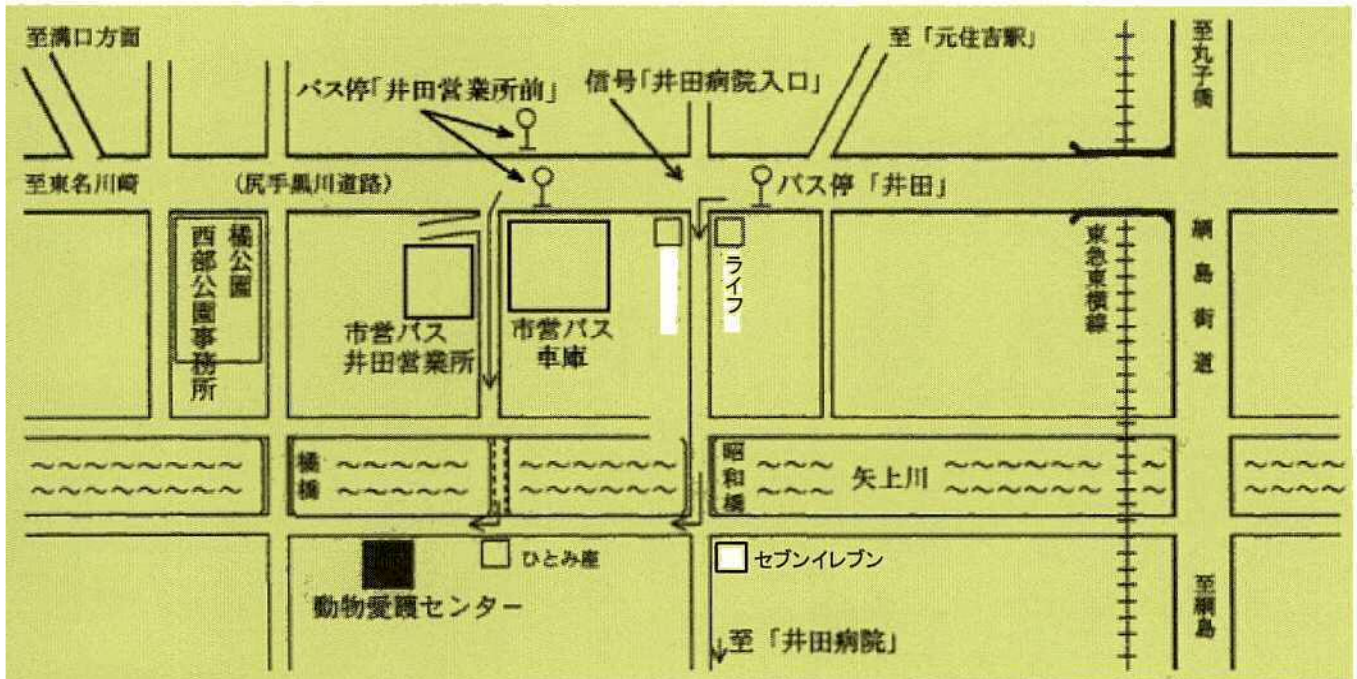
●1月15日、東陵中学校で開催されました地域ふれあい講座で中学生20名に動物に関する講座を行いました。
●1月29、30、31日、五反田小学校2年生5クラス8名に「いのちの教育プログラム」を実施しました。



★消耗品を募集しています★

現在、収容犬猫のため特に以下の物品の寄附を募集しております。
・猫砂 バルエコ（サンメイト）
・フライングシート（含融化工型）
・ペットシーツ ワイド（無香料）
・猫用歯ブラシ
・犬用歯ブラシ（中・大・特大）
ご協力よろしくお願いします。

案内図



川崎市動物愛護センター

住所 川崎市高津区蟹ヶ谷119

電話 044-766-2237

(1) JR武蔵新城駅から市営バス

井田病院 行き
川崎駅西口 行き
井田営業所 行き
上平間 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

(2) JR川崎駅西口から市営バス

井田営業所 行き
新城駅 行き
蟹ヶ谷 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

井田病院 行き

井田 下車 徒歩10分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷119

電 話 044(766)2237

FAX 044(798)2743

発行日 平成29年3月